■本資料のご利用にあたって（詳細は「利用条件」をご覧ください）

本資料には、著作権の制限に応じて次のようなマークを付しています。
本資料をご利用する際には、その定めるところに従ってください。

＊：著作権が第三者に帰属する著作物であり、利用にあたっては、この第三者より直接承諾を得る必要があります。

CC：著作権が第三者に帰属する第三者の著作物であるが、クリエイティブ・コモンズのライセンスのもとで利用できます。

🅮：パブリックドメインであり、著作権の制限なく利用できます。

なし：上記のマークが付されていない場合は、著作権が東京大学及び東京大学の教員等に帰属します。無償で、非営利的かつ教育的な目的に限って、次の形で利用することを許諾します。

Ⅰ　複製及び複製物の頒布、譲渡、貸与
Ⅱ　上映
Ⅲ　インターネット配信等の公衆送信
Ⅳ　翻訳、編集、その他の変更
Ⅴ　本資料をもとに作成された二次的著作物についてのⅠからⅣ

ご利用にあたっては、次のどちらかのクレジットを明記してください。

東京大学　Todai OCW　朝日講座「知の冒険」
Copyright 2013,　宮代栄一

The University of Tokyo / Todai OCW　The Asahi Lectures “Adventures of the Mind”
Copyright 2013, Eiichi Miyashiro

東京大学朝日講座２０１３年度　第６回講義

文化財の居場所

－国境を越えた美術品－

２０１３年１１月２５日

朝日新聞社文化くらし報道部　宮代　栄一

本日の流れ

はじめに
文化財とは？
略奪文化財とは？
広がる返還請求運動－エルギン・マーブルコレクションなど
日韓の事例から－「朝鮮王室儀軌」など
討論－グループワーク
まとめ

皆さん、こんにちは。2013年度の「東大朝日講座　知の冒険」、「境界線をめぐる旅」の第６回講義にようこそ。本日、講師を務めさせていただきます、朝日新聞社の記者で宮代栄一と申します。実は私の大学時代の専門は考古学でして、大学院でも考古学を続けて勉強をしました。で、その経験を生かす形で、今はこの朝日新聞社という会社で、文化財や歴史、考古学関係の記事を書いているのですが、今日はそんな日々の取材の中から、今回の統一テーマである「境界」に沿った、文化財や美術品の居場所、にかかわる話をさせていただこうと思います。

今日の講義の流れをざっと解説しておきましょう。はじめに「文化財」と「略奪文化財」の定義について話をします。文化財とは、人類の文化的活動によって生み出された建造物、遺跡、美術品、音楽、演劇、民俗などの有形・無形の文化的所産のことで、英語ではcultural propertyがこれにあたります。より広義の概念である、文化遺産　cultural heritageという言葉が使われることもあります。

ただし、今回お話するのは、主にこのうちの有形文化財、つまり、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料についてです（ちなみに無形文化財という概念もあって、こちらは伝統的な音楽・演劇などの芸能や、陶芸・工芸などの伝統的技術を指します）。続いて本日のテーマである、元々あった（＝作られ伝えられた）場所から、現在の場所に移された、いわゆる「略奪文化財」と呼ばれる一連の文化財についてお話をします。

そして、それらにはどのような事例があるのか、たとえば英国、米国、ドイツ、エジプト、ギリシャなどの国々の例をあげたうえで、それらをめぐって、いま世界で、どのような問題がおきているのかをお話し、最後に身近な例で、最近、騒がれている日本の長崎県対馬から盗まれて、韓国国内に持ち込まれた仏像の返還をめぐる問題について説明し、いったん締めくくりとなります。

グループワークでは、今回の講義のタイトルの通り、「文化財はどこにあるべきか（どこにあるのが一番いいのか」、そして、そのうえで、今起きている文化財返還をめぐる問題について、私たち（というか日本は）どのように対応していったらいいのかを、一緒に考えていただきたいと思います。

短い時間ではありますが、どうかよろしくおつきあいください。

朝日新聞　２０１０年８月１６日　夕刊　６ページ　東京本社

「マチュピチュ出土品 返して」

ペルー政府、米エール大に請求

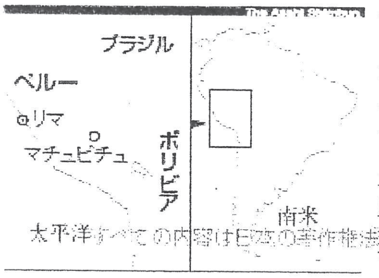

すべての内容は日本の著作権法

南米ペルーが、インカ時代のマチュピチュ遺跡＝写真、平山写す＝から１世紀前に米国のエール大学の調査団が持ち去った考古遺物の返還を求めている。大学側は「既に時効」などと反論、応じる姿勢を見せていない。（マチュピチュ〈ペルー〉＝平山亜理）

1911年に発見 調査で持ち去ったまま…

マチュピチュ遺跡は、米国エール大学の考古学教授だったハイラム・ビンガム氏が１９１１年７月24日、「偶然に発見」したとされる。その後、著書がベストセラーになり、世界に知られるようになった。来年７月には、「発見」から１００周年を迎える。

ビンガム氏を団長とするエール大学の調査団は、１９１１年から15年にかけて、陶器や土器、銅や金の装飾品など出土した遺物を研究するためとして米国に持ち去った。

ペルー政府は２００８年12月、米国ワシントンＤＣの裁判所に、ビンガム氏が持ち去った「４万点の考古遺物すべて」を返還するようエール大学側に求める訴えを起こした。その後、エール大のある米国コネティカット州の裁判所で争っている。これに対し、大学側は「ペルーの法律に照らして、すでに時効になっている」と主張。「１９２１年に一部を返還しており、残りが大学側に保管されるのはペルー側も了解していたはずだ」とも反論している。

一方、ペルー側が返還を求める論拠の一つとしているのが、ビンガム氏が16年、米国の自然科学誌「ナショナルジオグラフィック」の編集長に送ったとされる文書。「遺物は我々のものではなく、ペルー政府のものだ。返却する条件で持ち出すことが認められた」と書かれている。ペルーのトレド前大統領の妻で、人類学者のエリアン・カルプ氏が発表した。別の文書では、返却期限が17年６月だったとされている。

*
© 朝日新聞社

朝日新聞　２０１１年４月１８日　夕刊　２ページ　東京本社

マチュピチュ遺物 100年ぶり故郷へ

米大持ち去り ペルーへ返還

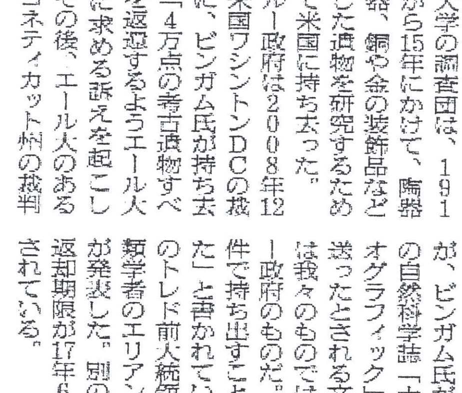

マチュピチュ遺跡の出土品を見る人々＝リマ、平山写す

インカ時代のマチュピチュ遺跡から１世紀前に米エール大の調査団が持ち去った人骨や陶器など歴史遺物の一部が、南米ペルーに100年ぶりに戻り、リマの大統領府で一般公開され、連日長蛇の列が出来ている。

「豊かな我々の歴史を見ることが出来てうれしい」と、孫３人と訪れた男性ハイメ・ペレスさん(74)。

地元メディアによると、今回返還されたのは約360点。近くインカ帝国の都だったクスコの大学に運ばれる予定。来年中には全ての歴史遺物が返還される。同遺跡は、米エール大の考古学教授だったハイラム・ビンガム氏が1911年に「発見」したとされ、発掘品４万点以上を米国に持ち帰り、ペルー政府は長年、返還を求めていた。（リマ＝平山亜理）

*
© 朝日新聞社

朝日新聞　2013年2月28日　朝刊　38ページ　西部本社

対馬の盗難仏像「日本に渡すな」

「高麗で鋳造記録」韓国地裁、返還認めず

韓国の大田地方裁判所は25日、長崎県対馬市の寺院から昨年10月に盗まれて韓国で見つかった仏像について、韓国政府が日本に勝手に引き渡すことを禁じる決定を出した。日本政府は外交ルートを通じて返還要請をしており、韓国政府の対応によっては外交問題になる可能性がある。

仏像は、県指定有形文化財の「観世音菩薩坐像」（観音寺）。韓国の学者が「高麗時代（14世紀）に浮石寺（現在の韓国・瑞山市）で鋳造された記録がある」と主張し、この浮石寺が韓国政府を相手に、日本に渡った経緯が判明するまで勝手に他者に引き渡さないように求める仮処分を申請していた。

仏像を保管中の韓国文化財庁によると、地裁の執行官が26日、同庁を訪れて「勝手に動かさないように」と命じた。裁判所は決定の理由を明確には示していない。

浮石寺の住職は朝日新聞の取材に「対馬のお寺とも話しあいをし、平和的に解決したい」と話している。仏像がなぜ対馬に渡ったかを示す記録は残っていないという。（ソウル＝中野晃）

韓国文化財庁が保管している長崎県指定有形文化財の「観世音菩薩坐像」＝同庁提供

「早くお帰りを」 対馬の住民反発

韓国の大田地裁の決定に対し、仏像を盗まれた長崎県対馬市の住民や市長、県知事らからは一斉に反発の声が上がった。

仏像を管理していた対馬市豊玉町小綱の村瀬敬三さん(81)は「集落の人たちはこの像を『ご本尊様』といって愛着を持ち、長いこと大切に守ってきた。韓国で見つかって喜んでいたが、返さないと聞いてみんな怒っている」と憤った。

対馬市の財部能成市長は「『日韓関係は未来志向でいきましょう』と両国新政府が確認しているこの時期に水を差す決定で残念。仏像の早期のお帰りを願うばかりです」との談話を出した。

長崎県の中村法道知事は「盗まれた仏像を返還しないということは、あり得ない話。国際関係でどういったルールになっているのか分からないが、返還してもらうのが当然だと思う」と話した。

官房長官、返還求める

長崎県対馬市の寺から盗まれ、韓国で見つかった仏像をめぐり、韓国の裁判所が日本に勝手に引き渡すことを禁じた問題で、菅義偉官房長官は27日の記者会見で「外交ルートを通じて（韓国側に）速やかに返還を求めていく」と述べた。

＊ © 朝日新聞社

朝日新聞　2013年9月28日　朝刊　4ページ　東京本社

「仏像は返還すべき」

韓国文化相 対馬の盗難で見解

長崎県対馬市の神社仏閣から国や県の文化財の仏像2体が盗まれ、韓国で見つかった問題で、韓国の劉震竜文化体育観光相は27日、2体を日本に返還すべきだとの見解を示した。韓国・光州市での下村博文文部科学相との会談で語った。

仏像は、昨年10月に盗まれ、韓国に持ち込まれた。今年6月、韓国の大田地裁が、文化財保護法違反などの罪に問われた実行犯3人に懲役3～4年の実刑判決を出し、一部が控訴している。

また、1体については元の所有者と主張する韓国の寺が日本に渡った経緯が分かるまで返還しないよう求める仮処分を申請し、地裁が認めている。韓国文化財庁も「刑事事件の司法判断が確定してから判断する」との立場だ。

劉文化体育観光相は朝日新聞の取材にも、「司法判断を待たなければならない立場だが、その問題を理性的に考えたときに、当然返さなければならないと考えている」と話した。下村文科相と劉文化体育観光相は、28日に開かれる日中韓文化大臣会合を前に会談し、日本側から仏像の返還を求めた。（光州＝藤井裕介、中野晃）

＊ © 朝日新聞社

朝日新聞　2010年7月28日　朝刊　37ページ　東京本社

流出の朝鮮文化財6万点

国内250カ所で所蔵

【ソウル＝牧野愛博】朝鮮半島から流出した文化財が、日本の大学や寺社など計250カ所で所蔵されていることが韓国国立文化財研究所の調べで分かった。韓国政府関係者が明らかにした。韓国側は、流出の経緯を詳しく調べて返還への道筋を探りたい考えだが、費用の問題などから調査は進んでいない。

＝国際面に関係記事

同研究所は今年1月、日本に流出した朝鮮半島由来の文化財は計6万1409点にのぼると発表したが、所蔵先の内訳が明らかになるのは初めて。宮内庁のほか東京や京都の国立博物館、国立公文書館内閣文庫、東京大、早稲田大など国公立を含めた大規模施設が57カ所。東京の増上寺や京都の知恩院といった寺社などが145カ所、個人所有が48人。多くは書籍類や仏像、陶磁器などだ。

日本政府は1965年に韓国と文化財・文化協力協定を結んだ際、朝鮮半島由来の国有文化財約1300点を韓国側に引き渡し、「法的な問題は決着した」との立場だが、国有の所蔵物の中には協定締結時に日本側が所在を十分に把握していなかった文化財が含まれている可能性がある。

朝鮮王室儀軌＝朝鮮王室儀軌返還委員会提供

また韓国政府内には、日本の植民地支配の時代に正当な理由なく流出したことが証明された場合には、日本側の自主的な返還を迫るべきだとの声がある。

韓国政府は、宮内庁が所蔵する朝鮮王朝の儀典書「朝鮮王室儀軌」や同王朝の歴代王が受けた講義の資料「経筵」などは、当時の朝鮮総督府が日本に持ち込んだと判断。4月にカイロで開かれた「文化財保護と返還のための国際会議」でも「宮内庁所蔵の朝鮮王室図書は不法に持ち出された」と主張した。

ただ、同研究所の調査は基礎学術資料の収集目的で実施されており、流出の経緯はほとんど解明されていない。日韓の専門家からは、日本による韓国併合から今年で100年になるのを機に、流出の経緯を調べる学術交流会議の設置を求める声が出ている。

＊ © 朝日新聞社

朝日新聞　2013年10月12日　朝刊　15ページ　東京本社

インタビュー　オピニオン

文化財の居場所

韓国は仏像返還を　各地で高まる緊張　議論は法に則して

昨年、長崎県の対馬で盗まれ、韓国に持ち込まれた2体の仏像の返還問題が長期化している。「当然返すべきだ」とする日本に対し、韓国メディアなどは「14世紀に倭寇が韓国の寺から奪ったものだ」と主張する。両国のナショナリズムを刺激する問題となっているが、どのように考え、対処したら良いのだろう。

九州大学法学研究院教授　河野　俊行　さん

58年生まれ。専門は国際私法・国際文化遺産法。文化財の不法な輸出入を禁じるユネスコ70年条約の委員会などに専門家として参加する。

「来年6月に70年条約の委員会が開かれます。そこでの議論次第で、今後の情勢は大きく変わるでしょう」＝藤脇正真撮影

——盗まれた対馬の仏像について、元は韓国の寺にあったものとの見方もあります。現在の日韓のやりとりをどう思いますか。

「ややこしいのは、1年前に日本でおきた盗難という犯罪行為と、数百年前に起きたかどうかがわからない倭寇による略奪というのが、韓国国内で同じレベルで論じられていることです。加えて、韓国の地方裁判所が返却差し止めの仮処分を出したため、動きがとれなくなっている。不法に持ち出された文化財の返還という視点で見るなら、ユネスコで1970年に採択された『文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し防止する手段に関する条約』（70年条約）に従って処理すればいいのです。日本も韓国も批准しています」

——具体的にどうするのですか。

「盗まれた2体の仏像のうち、国指定の重要文化財である仏像について、日本の文化庁はすでに盗難文化財の届け出があった旨を公示し、外務省は外国に通知しています。70年条約によれば、韓国は日本の要請に基づいて、文化財の回復及び返還について適当な措置をとらなければなりません。もう1体の県指定の仏像についても、これに準じた扱いが求められます」

「韓国内では『日本側が正当な権限で取得したことを証明すべきだ』との議論もあるようですが、これは現代の法律論です。もし、略奪があったとしても、倭寇が活動したのは14世紀。また、倭寇の構成員についても諸説あります。多くの点があいまいな歴史的なできごとについて、現代の法律を遡及させて判断すれば、法的な枠組みが不安定になる。2体の仏像は、両方とも速やかに返還するのが、70年条約に基づく最も妥当な法的結論だと思います」

——韓国にとどまらず、近年、植民地時代などに海外へ持ち出された文化財の自国への返還を求める声が世界的に高まっていますね。

「その傾向は近年ますます強まっています。背景にあるのは、従来の先進国以外の国々の声が相対的に強くなってきたこと。たとえば、G20の一国であるトルコは、文化財返還では非常に厳しいスタンスをとっていて、米国で返還訴訟を起こしたりしている。そのような国々が力を持つようになった。もう一つの背景は、ナショナリズムの高まりです。民族としての文化的アイデンティティーを文化財に求める国が増えてきました」

■　■

——こうした文化財の返還交渉に際しては、70年条約が基準になると考えていいのでしょうか。

「その通りですが、問題もあります。実は、この条約は各国の法制度の違いをそのまま受け入れる形で成立しているのです。盗難文化財に関しても、盗まれたものと知らずに第三者が購入した場合、買い取った人に所有権が認められる国とそうでない国があります」

「そのあたりを統一した返還ルールを作ろうとしたのが95年の『ユニドロワ条約』で、この条約では、たとえば盗難時から50年間は返還請求ができると定めています。このため、商取引などが大きな影響を受けることもあって、批准国の数が少ない。特に買い取る側の、いわゆる『市場国』はほとんど批准していません。日本も韓国も加盟国ではありません」

「また、70年条約はさかのぼっては適用されません。つまり、70年条約の採択以前に起こった出来事については、当該国の間の交渉で処理するしかないのです。でも、そうした交渉で、これまでにも、イタリアからエチオピアへ、古代のオベリスク（石碑）が返還されたりしている」

——当面は70年条約を活用していくしかないということですか。

「70年条約は批准国がこの10年で増えたこともあり、近年、体制を急速に整えつつあります。これまでは条約の体制を統括するためのシステムがなかったのですが、昨年、それを担う政府間会議が発足しました。現在、具体的な返還指針を決める作業が、下部組織にあたる委員会で端緒についたところです」

——原産国への文化財返還を求める声があがる一方で、多くの文化財を所蔵する英国の大英博物館や、フランスのルーブル美術館などは「私たちはこれまで戦乱や破壊から文化財や美術品を守ってきたのだ」と主張しています。また、エジプトでは暴動の際、混乱に乗じて考古学博物館のツタンカーメン王の遺物が盗まれる事件も起きました。「戦乱や紛争が続く国への返還は難しい」という見方もあるようです。

「前者については一理あると思いますし、後者の論理も今後有効性を失うことはないでしょう。また、多くの人が訪れる世界的な美術館に、代表的な文化財が展示されているということが、その国の文化のすばらしさを世界的にアピールする機会になっているという一面もあります」

——では、返還は進まない？

「いいえ、全体的にみれば原産国への返還という流れになっていくとは思います。すでに人道的理由に基づく自主的返還は進んでいる。たとえば、フランスからニュージーランドへ返還されたマオリ族のミイラとか。この動きはほかの文化財にも広がっていくでしょう」

——過去に、それぞれの国で購入されて、持ち出された美術品や文化財についてはどうでしょう。韓国などには「日本の占領下で買い取られたものは、たとえ商取引と称しても、日帝支配という大前提があるのだから、すべてが略奪文化財だ」との意見もあるようです。

「ナチスドイツの支配下での美術品に関する米国の判例が参考になります。ユダヤ人コレクターが所有していた絵画が彼の手を離れ、後に第三者がそれを購入するのですが、裁判所は『ナチスドイツによるユダヤ人の迫害という背景があっても、コレクターが手放さざるを得なかった主な理由は経済的困窮であり、取引は正当だった』としています。たとえ背後に戦争などという大きな時代状況があったとしても、個々のケースについて厳密に見ていかなければならないということです」

■　■

——今後、文化財の返還をめぐる議論はどのように進むのでしょう。

「文化財返還をめぐる議論の基本は、国外に持ち出された時に、当事者間でどのような合意がなされたかだと思います。大英博物館の『エルギン・マーブルコレクション』は、ギリシャのパルテノン神殿の彫刻を切り取って持ち帰ったものですが、その際に、当時ギリシャを支配していたオスマン・トルコ帝国から持ち出す許可を得ていたと言われています。このため、英国側は合法だったと主張しています」

「しかし一方で、政治的環境としては、多くの原産国と現在の文化財保有国との間で、緊張が高まっています。このことが現在進んでいる70年条約の体制整備の動きに影響を及ぼす可能性は高いと思います」

——文化財は本来、どこにあるべきなのでしょうか。

「たとえば、韓国には高麗時代（10～14世紀）の仏画がほとんど残っていないと聞いています。一方、日本にはかなりの数がある。だから韓国に返せという人がいる。でも、それらの多くは朝鮮半島で仏教弾圧が行われた15世紀以降に日本に流出したものと考えられています。日本でも明治時代に廃仏毀釈があり、その際に仏像などが大量に国外へ持ち出されました。それが米国・ボストン美術館のコレクションなどに入っているのですが、日本は米国に対し、返還要求などはしていません」

「動乱などに伴って、文化財が国外に流出することはあると思います。しかしながら、これは痛みを伴う歴史的事実であり、それはきちんと受け止めなければならない。その上で、感情に走らず、法に基づいた精緻な議論を行っていく必要があると思います」

他国由来 まずは把握が必要

東京都埋蔵文化財センター主任調査研究員

五十嵐　彰　さん

61年生まれ。考古学と現代をめぐる問題に関心があり、韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議などで活動を続ける。

対馬の問題には心を痛めています。ただし、今回のような盗み出された仏像を、国外に持ち出された他の文化財と同等に扱うのは無理があります。もし韓国が、将来的に日本国内にある様々な文化財の返還を望むのなら、対馬の仏像についてはいったん返却し、盗難に関して原状回復を果たした後で、仏像の由来などについて改めて日韓で共同調査を行うべきだと思います。

私は、不当に持ち出された文化財については、原則としてすべて元の場所に返すべきだという立場です。「戦乱や破壊から美術品や文化財を守り続けてきた」といった論理も理解できますが、そうした「レンタル期間」はすでに過ぎたのではないでしょうか。論争になっている文化財や美術品の多くは、まさにそれぞれの国の民族性やアイデンティティーを象徴するものなのですから。

持ち出された文化財の中にも、正当な商取引や寄贈によるものがあるという人がいます。植民地支配などといった混乱した状況下で、合法と非合法の線引きができるのかという人もいます。しかし、私は、そうした意見は、結局「返したくないためにしている」議論だと思います。

いま大事なのは、それぞれの国に、どの程度の他国由来の文化財があるのかを調査することです。

たとえば全国の大学や博物館などの協力を得て、国内にある朝鮮半島由来の美術品や文化財の所蔵一覧を作る。そのうえで、違法に持ち出されたものか、そうではないのかを当該国と協力しながら見極め、その結果を踏まえて返すべきものは返す。とはいえ、実際に返すかどうかは、最終的には所有者の倫理観、良心に委ねられることになると思います。

このような所蔵品調査をやってはどうかと、私が所属する日本考古学協会という研究団体に提案しています。協会の理事会は「文化財の返還は国家間レベルの問題なので関与できない」と消極的な姿勢を示しており、現在も議論を続けています。

しかし、私たちは過去から目を背けて生きていくことはできません。ポスト・コロニアルの時代を迎え、植民地主義がもたらした出来事の清算が世界的な問題となっている現在、「祖父母の世代の出来事だから」と無関心ですませられる状況ではない。

いまこそ過去を直視し、問題解決の糸口を見いだしていかなければなりません。

（聞き手はいずれも編集委員・宮代栄一）

© 朝日新聞社　無断複製転載を禁じます。
すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

*
© 朝日新聞社